

2021年2月15日

IFRS 解釈指針委員会 御中

**「IAS 第1号『財務諸表の表示』 — 特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類」
に関するアジェンダ決定案に対するコメント**

1. 企業会計基準委員会（以下「ASBJ」又は「我々」という。）は、「IAS 第1号『財務諸表の表示』 — 特約条項付きの債務の流動又は非流動への分類」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の2020年12月の IFRIC Update におけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。

（アジェンダ決定案における各ケースについて）

2. 我々は、アジェンダ決定案について、ケース1及びケース2の結論に反対しないが、ケース3の分析及び結論に懸念がある。
3. 我々は、企業がケース3の場合に債務を流動区分に分類することを要求されるのは、次の理由によるものと理解している。
 - (1) 報告期間の末日現在の特約条項の条件を満たしているにもかかわらず、将来の財政状態に関する特約条項の条件を報告期間の末日現在で満たしていないこと。
 - (2) IAS 第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」という。）の BC48E 項が財政状態に関連していないこと。
4. ケース3においては、同じ条件が継続して適用されておらず、むしろ、時の経過とともに借手にとって条件がより厳しくなっている。我々は、このような条件は、借手の事業が季節性を有すること又は時の経過とともに借手の財政状態が改善されることを予想して設定されるものであると考えている。したがって、報告期間の末日現在の状態で判断することが必ずしもこのような実態を忠実に表さないと考えている。

5. IAS 第1号のBC48E項は、報告期間を超える期間の企業の財務業績は調整が必要であるとしているが、国際会計基準審議会（IASB）はその調整方法については定めないこととしている。これは、アジェンダ決定案のケース3のように、報告期間を超える期間の企業の財政状態について調整が認められないことと、整合していないように感じられる。企業の財政状態は、ある一時点の状態を示すものであるが、財務業績を積み上げた結果とも捉えられる。そのため、我々は、両者の取扱いが整合的であるべきであると考えている。また、我々は、財政状態と財務業績の取扱いを区別することで、実態が同じにもかかわらず、条件の表現次第で流動又は非流動の分類が変わる可能性があり、企業間の比較可能性が失われかねないことを懸念している。

（アジェンダ決定案に係るデュー・プロセスについて）

6. 我々は、アジェンダ決定案に係るデュー・プロセスについて懸念がある。具体的には、今回の事例のように公式に要望書を受け取っていない論点を委員会事務局の判断で取り上げる場合、手続の透明性に疑問がある。
7. 2020年8月に改訂されたデュー・プロセス・ハンドブックの第8.2項では、次のように定められている。（下線はASBJによる追加）

解釈指針委員会が、提出された質問に対処するために 基準設定プロジェクトを作業計画に追加すべきではないと決定する場合（5.13項から5.19項参照）には、IFRIC Update 及び IFRS 財団ウェブサイトで暫定的なアジェンダ決定の中で理由を説明する。（以下省略）

8. デュー・プロセス・ハンドブックの第8.2項の記載では、委員会が検討する項目の前提として委員会に質問が要望書として提出されることが必ず要求されているかどうかは定かではない。しかし、本ケースのように公式には要望書を受け取っていない論点に関して委員会事務局が検討を行い、アジェンダ決定案まで作成することは、委員会事務局が論点を選んでアジェンダ決定案を作成しているかのようにみられる可能性があり、委員会が取り上げる論点の決定プロセスの透明性について、疑義が生じる可能性がある。
9. そのため、我々は、委員会が取り上げる論点について、外部の利害関係者から要望書を受け取ることとすべきだと考えている。稀な場合において委員会が外部の利害関係者から要望書を受け取らずに論点として取り上げる場合には、当該判断の透明性を確保するための手続を構築すべきであると考えている。

10. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。
ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長